

第3回

村上市歴史的風致維持向上協議会

議案書

日時：平成31年2月10日（日）午後1時30分～

会場：村上市教育情報センター会議室A・B（2階）

（村上市田端町4番25号）

村上市

目 次

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿	…2
報 告	
報告(1) 歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について	…3
報告(2) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について	…4
村上市歴史的風致維持向上協議会への諮問について	…8
議 事	
議事(1) 歴史的風致維持向上計画の変更について	…9
議事(2) 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて	…10
(参考)	
村上市歴史的風致維持向上協議会条例	…11

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

平成30年12月15日現在

学識経験を有する者（1号委員）

神戸芸術工科大学芸術工学研究機構・機構長 (国立大学法人東京大学・名誉教授)	西 村	幸 夫	前会長
国立大学法人新潟大学工学部建設学科・教授	岡 崎	篤 行	前副会長
村上市文化財保護審議会・会長	大 場	喜代司	継続
新潟県建築士会岩船支部・幹事	大 竹	憲 一	継続

関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・副会頭	山 貝	世津子	継続
村上市観光協会・監事 (歴史的風致形成建造物所有者)	益 田	茂 彦	継続
村上・岩船景観会議・座長	川 上	伊登志	継続
村上町屋再生プロジェクト・代表 (歴史的風致形成建造物所有者)	吉 川	真 嗣	新規
村上地域まちづくり協議会地域活性部・部会長	近 藤	正 敏	新規
岩船まちづくり協議会文化事業部・委員	船 山	三喜雄	新規
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会・会長	石 井	秀 逸	新規
あらかわ地区まちづくり協議会・理事長	松 本	善 衛	新規
砂山地域まちづくり協議会・会長	瀬 賀	秀 雄	新規
塩野町地域まちづくり協議会 ほっとニュースステーション部・部会長	渋 谷	直 喜	新規
山北地区まちづくり協議会・理事 (旧山北地区地域審議会・副会長)	板 垣	茂 樹	継続

関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	石 川	克 弘	継続
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	竹 内	徹	継続
新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課・課長	桑 原	清	継続
新潟県教育庁文化行政課文化係・係長	祝	政 弘	継続
村上市教育委員会生涯学習課・課長 (歴史的風致形成建造物管理者)	板 垣	敏 幸	継続

オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	田 中	正 克	継続
-----------------------	-----	-----	----

歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について

歴史まちづくり法（正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号））制度及び「村上市歴史的風致維持向上計画」の概要は、下記のとおりです。

記

1 歴史まちづくり法制度の概要

別紙) 歴史まちづくりパンフレット【資料 1 - 1】及び別紙) 歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について【資料 1 - 2】のとおり

2 村上市歴史的風致維持向上計画の概要

別冊) 村上市歴史的風致維持向上計画及び別紙) 歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について【資料 1 - 2】のとおり

歴史まちづくりに関する取り組み状況について

平成 30 年度の歴史まちづくりに関する取り組みは、下記のとおりです。

記

1 歴史まちづくりに関する取り組み状況

別紙) 平成 30 年度「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業」一覧【資料 2-1】及び歴史まちづくりに関する取り組み状況について【資料 2-2】のとおり

村上市歴史的風致維持向上計画の変更について

平成 30 年度「村上市歴史的風致維持向上計画」の変更内容については、下記のとおりです。

記

- 歴史的風致形成建造物指定候補の追加(第 7 章)
 - ・ 16 件の建造物を歴史的風致形成建造物指定候補に追加

- 歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建造物の説明文の追加(第 2 章)
 - ・ 第 2 章(維持向上すべき歴史的風致)に記載の無い建造物の説明文を追加
 - ・ 第 2 章(維持向上すべき歴史的風致)に記載された建造物の説明文を補足

- 指定済みの歴史的風致形成建造物と指定候補を区別(第 7 章)
 - ・ 指定済みの歴史的風致形成建造物と指定候補建造物を区別し表記

- 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業名と事業内容の修正(第 6 章)
 - ・ 単事業を記載していたが類似事業を総括した事業名、事業概要を修正

- 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業の支援事業名を修正(第 6 章)
 - ・ 国費を活用している道路美装化事業、無電柱化事業の支援事業名を国費名に修正

- 歴史的風致維持向上協議会委員名簿の修正(序章)
 - ・ 第 1 期の委員委嘱期間の満了に伴い委員名簿を時点修正
 - ・ 協議会委員名簿の修正に伴う策定委員会委員名簿の修正(名簿の整合)

- 語句の修正や文章構成の入れ替え、写真の追加
 - ・ 文言を適正な表現に修正
 - ・ 文章構成(記載順)を入れ替え

参考資料：平成 30 年度「村上市歴史的風致維持向上計画変更箇所」一覧【資料 3-1】
歴史的風致維持向上計画の変更について【資料 3-2】
歴史的風致形成建造物指定候補リスト(平成 30 年度追加分)【資料 3-3】

今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて

今後の歴史まちづくりに関する取り組みについては、下記のとおりです。

記

- 歴史的建造物の保存・活用に関する取り組み
 - ・「村上城跡」や「平林城跡」「若林家住宅」等の文化財等の保存事業の継続
 - ・国費を活用した市指定有形文化財の保存
 - ・伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討
 - ・歴史的風致形成建造物の指定と指定候補の追加
 - ・歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建築年代調査の実施
 - ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の継続と普及啓発
 - ・まちづくり団体等と連携した歴史的建造物の活用(武家住宅・町家の活用)

- 歴史的町並み環境の保全・形成に関する取り組み
 - ・「建造物外観修景事業」や「景観形成助成金」の継続と普及啓発
 - ・無電柱化に向けた電線管理者との調整
 - ・無電柱化に影響のない路線の道路美装化
 - ・関係行政機関と連携した町並み景観の保全
 - ・歴史的建造物や町並み景観に影響を与える道路整備の見直し
 - ・まちづくり団体と連携した町並み景観の保全
 - ※市で補助金交付対応が不可能な建造物等の外観修景行為への助成

- 後継者等の育成・確保と地域力の強化に関する取り組み
 - ・村上堆朱のプロモーションや後継者育成支援のための補助金の継続
 - ・日本遺産の認定を目指したストーリーの組み立て

参考資料 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて【資料4】

参 考

○村上市歴史的風致維持向上協議会条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。